

第83回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

令和6年6月25日（火曜日）午前10時
受付開始 午前9時

開催場所

愛知県清須市枇杷島駅前東一丁目1番1
名工建設株式会社 5階 会議室

決議事項

第1号議案 取締役9名選任の件
第2号議案 監査役2名選任の件

名工建設株式会社

証券コード：1869



スマート
招集

本招集通知は、パソコン・
スマートフォンでも主要な
コンテンツをご覧いただ
けます。
<https://p.sokai.jp/1869/>



株 主 各 位

証券コード 1869
(発送日) 令和6年6月3日
(電子提供措置の開始日) 令和6年5月29日
名古屋市中村区名駅一丁目1番4号
J R セントラルタワーズ34階

名工建設株式会社

代表取締役社長 **松野篤二**

第83回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第83回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上のウェブサイト「第83回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の各ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、令和6年6月24日（月曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト	https://www.meikokensetsu.co.jp/ir/shareholder_meeting/
株主総会資料 掲載ウェブサイト	https://d.sokai.jp/1869/teiiji/
名古屋証券取引所ウェブサイト（上場銘柄情報）	https://www.nse.or.jp/listing/search/

銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「適時開示情報」を選択して、「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。

敬 具

記

1 日 時	令和6年6月25日（火曜日）午前10時
2 場 所	愛知県清須市枇杷島駅前東一丁目1番1 名工建設株式会社 5階 会議室
3 目的事項	報告事項 1. 第83期（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第83期（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 取締役9名選任の件 第2号議案 監査役2名選任の件

以 上

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の各ウェブサイトにてその旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎電子提供措置事項のうち、本株主総会の招集ご通知には、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、次の事項については掲載しておりません。

- (1) 連結計算書類の「連結注記表」
- (2) 計算書類の「個別注記表」

従いまして、本株主総会の招集ご通知の当該書面に記載している連結計算書類、計算書類は、会計監査人又は監査役が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類、計算書類の一部であります。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎会社法の改正により、株主総会資料の電子提供制度が施行されましたが、当社は、本株主総会の招集ご通知につきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、従来通り書面でお送りしております。



スマート招集



当社ウェブサイト、招集通知はこちらからご覧いただけます。

<https://p.sokai.jp/1869/>

- スマートフォンなどで、株主総会参考書類等の主要なコンテンツをご覧いただけます。
- 「電子提供措置事項」(PDF)、当社ウェブサイト(IRサイト)、議決権行使サイトに遷移できます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

令和6年6月24日（月曜日）
午後5時入力完了分まで



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

令和6年6月25日（火曜日）
午前10時（受付開始:午前9時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

令和6年6月24日（月曜日）
午後5時到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案、第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

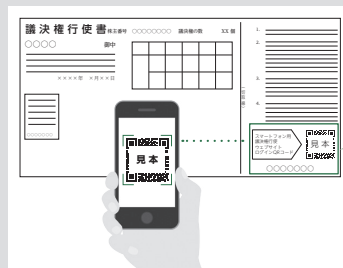
※議決権行使書はイメージです。

- ・書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

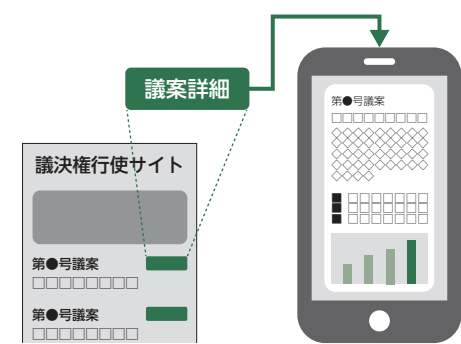
「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

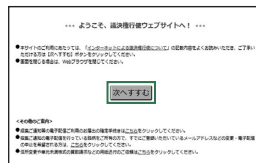
スマート行使の画面上で
株主総会議案が参照可能になりました



議決権行使コード・パスワードを入力する方法

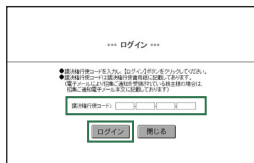
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



・「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



・「議決権行使コード」を入力
・「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



・「パスワード」を入力
・実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
・「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 9：00～21：00）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案

取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次の通りであります。

候補者 番号	氏 名		当社における 地位及び担当	在任期間	取締役会 出席状況
1	まつ の とくじ 松野 篤二	再任	代表取締役 社長執行役員	2年	12／12回 100%
2	おくむら よしまさ 奥村 由政	再任	取締役 専務執行役員	4年	12／12回 100%
3	おちあい ひろし 落合 弘	再任	取締役 常務執行役員	2年	12／12回 100%
4	たかまつ いちろう 高松 一郎	再任	取締役 常務執行役員	3年	11／12回 92%
5	でぐち あきら 出口 彰	再任	取締役 執行役員	4年	12／12回 100%
6	かわごえ まさひろ 川越 正啓	再任	取締役 執行役員	2年	12／12回 100%
7	むらまつ ひろなり 村松 浩成	新任	—	—	—
8	にわ しんじ 丹羽 慎治	再任 社外 独立	社外取締役	3年	12／12回 100%
9	まえかわ こういち 前川 宏一	新任 社外 独立	—	—	—

再任

再任取締役候補者

新任

新任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者 番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する 当社の株式数
1 再任	まつの 松野 篤二 (昭和32年1月20日生)	平成18年 6 月 東海旅客鉄道株式会社東海道新幹線 21世紀対策本部企画推進部長 平成20年 6 月 同総合企画本部副本部長 平成24年 6 月 同執行役員総合企画本部副本部長 平成28年 6 月 同常務執行役員建設工事部長 平成30年 6 月 ジェイアール東海建設株式会社代表取締役社長 令和 4 年 6 月 当社代表取締役社長（現任）	3,300株
	〔取締役候補者とした理由〕 松野篤二氏は、これまで東海旅客鉄道(株)及びジェイアール東海建設(株)で要職を歴任するなど、鉄道並びに建設事業における豊富な経験と専門的な知見を有しております。現在、代表取締役社長としてその経験と知見を活かして職責を果たしていることから、引き続き取締役候補者いたしました。		

候補者 番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する 当社の株式数
2 再任	おくむら 奥村 由政 (昭和34年1月17日生)	昭和56年 4 月 当社入社 平成23年 7 月 同東京支店土木部長 平成25年 4 月 同名古屋施工本部土木部長 平成26年 6 月 同執行役員名古屋施工本部土木部長 平成29年 6 月 同執行役員東京支店長 令和 2 年 6 月 同取締役常務執行役員土木本部長 令和 5 年 6 月 同取締役専務執行役員土木本部長（現任）	11,700株
	〔取締役候補者とした理由〕 奥村由政氏は、当社に入社以来、名古屋施工本部（現名古屋支店）土木部長及び東京支店長を歴任するなど、主に土木部門における建設事業に携わり、豊富な経験と専門的な知見を有しております。現在、取締役専務執行役員土木本部長として、その経験と知見を活かして職責を果たしていることから、引き続き取締役候補者いたしました。		

候補者 番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する 当社の株式数
3 再任	おちあい 落合 ひろし 弘 （昭和34年8月5日生）	昭和57年 4 月 当社入社 平成24年 4 月 同静岡支店建築部長 平成26年 7 月 同大阪支店建築部長 平成28年 7 月 同建築本部建築部長 平成30年 6 月 同執行役員建築本部建築部長 令和 2 年 6 月 同執行役員東京支店長 令和 4 年 6 月 同取締役常務執行役員建築本部長（現任）	5,100株
	[取締役候補者とした理由] 落合弘氏は、当社に入社以来、建築本部建築部長及び東京支店長を歴任するなど、主に建築部門における建設事業に携わり、豊富な経験と専門的な知見を有しております。現在、取締役常務執行役員建築本部長として、その経験と知見を活かして職責を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたしました。		

候補者 番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する 当社の株式数
4 再任	たかまつ いちろう 高松 一郎 (昭和38年1月13日生)	平成22年 4 月 株式会社三菱東京UFJ銀行 （現株式会社三菱UFJ銀行）今池支社長 平成24年 6 月 同執行役員九州エリア担当 平成25年 5 月 同執行役員西日本エリア支店並びに九州エリア担当 平成27年 6 月 エムエスティ保険サービス株式会社 代表取締役副社長 令和 2 年 6 月 当社執行役員管理本部副本部長 令和 3 年 6 月 同取締役執行役員管理本部副本部長 令和 4 年 6 月 同取締役執行役員管理本部長 令和 5 年 6 月 同取締役常務執行役員管理本部長（現任）	1,100株
	〔取締役候補者とした理由〕 高松一郎氏は、これまで(株)三菱東京UFJ銀行（現(株)三菱UFJ銀行）及びエムエスティ保険サービス(株)で要職を歴任するなど、企業経営並びに財務会計における豊富な経験と専門的な知見を有しております。現在、取締役常務執行役員管理本部長として、その経験と知見を活かして職責を果たしていることから、引き続き取締役候補者となりました。		

候補者 番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する 当社の株式数
5 再任	で ぐ ち あきら 出口 彰 (昭和34年10月26日生)	平成25年 7 月 東海旅客鉄道株式会社建設工事事務部担当部長 平成28年 7 月 同中央新幹線推進本部中央新幹線建設部 名古屋建設部担当部長 平成29年 7 月 同中央新幹線推進本部中央新幹線建設部 名古屋建設部愛知工事事務所長 令和 元 年 7 月 当社鉄道営業部長（当社出向） 令和 元 年11月 鉄道営業部長 令和 2 年 6 月 同取締役執行役員安全本部長（現任）	1,100株
	[取締役候補者とした理由] 出口彰氏は、これまで東海旅客鉄道㈱で要職を歴任するなど、鉄道事業並びに安全品質、技術開発における豊富な経験と専門的な知見を有しております。現在、取締役執行役員安全本部長として、その経験と知見を活かして職責を果たしていることから、引き続き取締役候補者いたしました。		

候補者 番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する 当社の株式数
6 再任	かわごえ まさひろ 川越 正啓 (昭和40年8月6日生)	平成26年 7 月 東海旅客鉄道株式会社静岡支社工務部担当部長 平成27年 7 月 同静岡支社工務部長 平成28年 7 月 同安全対策部次長 平成30年 7 月 同総合技術本部技術開発部次長 令和 2 年 7 月 日本機械保線株式会社取締役（出向） 令和 4 年 6 月 当社取締役執行役員軌道本部長（当社出向） （現任）	0株
	[取締役候補者とした理由] 川越正啓氏は、これまで東海旅客鉄道㈱及び日本機械保線㈱で要職を歴任するなど、鉄道事業並びに安全品質、技術開発における豊富な経験と専門的な知見を有しております。現在、取締役執行役員軌道本部長として、その経験と知見を活かして職責を果たしていることから、引き続き取締役候補者いたしました。		

候補者 番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する 当社の株式数
7 新任	むらまつ ひろなり 村松 浩成 (昭和44年5月6日生)	令和 2 年 7 月 東海旅客鉄道株式会社安全対策部担当部長 令和 3 年 7 月 同東海鉄道事業本部施設部担当部長 総合企画本部経営管理部担当部長 兼務 令和 4 年 6 月 同静岡支社施設部長（現任）	0株
	[取締役候補者とした理由] 村松浩成氏は、これまで東海旅客鉄道(株)で要職を歴任するなど、鉄道事業並びに企業経営における豊富な経験と専門的な知見を有しております。これらを活かすことで、当社の企業価値向上の実現に寄与することができると判断し、取締役候補者いたしました。		

候補者 番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する 当社の株式数
8 再任 社外 独立	に わ しんじ 丹羽 慎治 (昭和31年3月2日生)	平成26年 6 月 東邦ガス株式会社取締役常務執行役員 平成27年 6 月 同取締役専務執行役員 平成28年 6 月 同代表取締役副社長執行役員 令和 3 年 6 月 当社社外取締役（現任）	800株
	[社外取締役候補者とした理由] 丹羽慎治氏は、東邦ガス(株)で代表取締役副社長執行役員を務められるなど、長年に亘り企業経営に携わり、豊富な経験と専門的な知見を有しております。当該知見を活かして取締役の業務執行に対する監督、助言をいただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者いたしました。		

候補者 番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する 当社の株式数
9 新任 社外 独立	まえかわ こういち 前川 宏一 (昭和32年4月19日生)	平成 8 年 4 月 東京大学工学系研究科教授 平成30年 4 月 横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院教授 平成30年 6 月 東京大学名誉教授 令和 5 年 4 月 横浜国立大学総合学術高等研究院客員教授（現任） 令和 5 年 4 月 株式会社ソーシャルデザイン研究所 取締役CTO（研究開発担当）（現任） 〔重要な兼職の状況〕 横浜国立大学総合学術高等研究院客員教授 一般財団法人上田記念財団理事長 株式会社ソーシャルデザイン研究所取締役CTO（研究開発担当）	0株
〔社外取締役候補者とした理由〕 前川宏一氏は、長年に亘り東京大学にて教授を務められ、現在も横浜国立大学の客員教授を務められるなど、学識経験者としての豊富な経験と専門的な知見を有しております。当該知見を活かして取締役の業務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役の職務を適切に遂行できるものと判断しております。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 丹羽慎治氏、前川宏一氏は、社外取締役候補者であります。
3. 丹羽慎治氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって3年となります。
4. 当社は、丹羽慎治氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、前川宏一氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が、会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことにより被る損害を、当該保険契約によって填補することとしております（ただし、被保険者の背信行為もしくは犯罪行為又は故意による法令違反等の場合を除く）。各候補者が選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、丹羽慎治氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定です。また、前川宏一氏の選任が承認された場合は、名古屋証券取引所の定めに基づき、独立役員として届け出る予定であります。
7. 丹羽慎治氏が東邦ガス株式会社の代表取締役副社長執行役員として在任中でありました令和3年4月、同社は中部地区における低圧電力及び家庭用都市ガスに係る供給、並びに再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取期間満了後の電力に関して、独占禁止法違反の疑いがあるとして公正取引委員会による立入検査を受け、令和6年3月に同委員会から警告を受けました。同氏は、本件事実が発覚するまで当該事実を認識しておりませんでした。日頃から法令遵守の重要性について注意喚起を行ってまいりました。

監査役2名選任の件

本株主総会終結の時をもって監査役 安藤誠司氏、田宮正道氏は辞任されます。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、松永靖氏は安藤誠司氏、山田淳氏は田宮正道氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は、当社定款の定めにより、前任者の任期満了の時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次の通りであります。

候補者 番号	氏 名	当社における 地位	在任 期間	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況
1	まつなが 松永 きよし 靖 新任	—	—	—	—
2	やまだ 山田 あつし 淳 新任 社外 独立	—	—	—	—

新任 新任監査役候補者 **社外** 社外監査役候補者 **独立** 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者 番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する 当社の株式数
1	まつなが 松永 きよし 靖 (昭和39年1月29日生)	昭和62年 4 月 当社入社 平成25年 7 月 同東京支店土木部次長 平成27年 7 月 同東京支店土木部長 平成29年 7 月 同静岡支店土木部長 令和 元年 7 月 同土木本部土木部長 令和 2 年 7 月 同名古屋支店土木部長（現任）	0株
新任	[監査役候補者とした理由] 松永靖氏は、当社に入社以来、長年に亘り土木部門における本支店の要職を歴任し、施工管理・部門運営双方における当社事業に精通した、豊富な経験と専門的な知見を有しております。これらを活かし、より実効的な監査業務に資する十分な役割を果たすことができると判断し、監査役候補者といたしました。		

候補者 番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する 当社の株式数
2 新任 社外 独立	やまだ あつし 山田 淳 (昭和34年12月8日生)	平成23年 4 月 名古屋市住宅都市局参事 平成28年 4 月 同住宅都市局都市活性監 平成30年 4 月 同緑政土木局長 令和 2 年 4 月 名古屋高速道路公社理事 令和 6 年 3 月 同退任	0株
[社外監査役候補者とした理由] 山田淳氏は、行政及び名古屋高速道路公社にて要職を歴任するなど、豊富な経験と専門的な知見を有しております。当該知見を当社の監査業務に活かしていただけることを期待し、社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外監査役の職務を適切に遂行できるものと判断しております。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 山田淳氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、山田淳氏の選任が承認された場合は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結する予定であります。
4. 当社は保険会社との間で、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者が、会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことにより被る損害を、当該保険契約によって填補することとしております。（ただし、被保険者の背信行為もしくは犯罪行為又は故意による法令違反等の場合を除く）。候補者が選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 当社は、山田淳氏の選任が承認された場合は、名古屋証券取引所の定めに基づき、独立役員として届け出る予定であります。

(ご参考)

スキル・マトリクス (第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認された場合)

氏名		企業 経営	安全 品質	技術開発 IT/DX	鉄道分野 知識/経験	建設業界 知識/経験	人事 労務	財務 会計	法務 コンプライアンス	CSR ESG SDGs
取締役	松野 篤二	●	●		●	●	●	●	●	
	奥村 由政	●	●		●	●	●			●
	落合 弘	●	●		●	●	●			
	高松 一郎	●					●	●	●	●
	出口 彰	●	●	●	●		●			
	川越 正啓	●	●	●	●		●			
	村松 浩成	●		●	●					
	丹羽 慎治	●					●	●	●	●
	前川 宏一			●		●				
監査役	堀場 太民夫	●				●	●	●	●	●
	松永 靖		●	●		●	●			
	内藤 雄順	●		●		●			●	●
	山田 淳			●					●	●

(注)上記一覧表は、各候補者の有する専門性や経験の全てを表すものではありません。

以 上

事業報告

(令和5年4月1日から
令和6年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が緩やかに進む中、日経平均株価が史上最高値を34年ぶりに更新し、日銀がマイナス金利政策を解除するなど、金融市場の持ち直しが続いている一方で、高インフレや海外経済の減速による後退懸念などにより依然として景気を取り巻く環境は厳しく、先行きは不透明な状況が続いております。

建設業界においては、堅調な公共投資と共に、コロナ禍で落ち込んでいた民間設備投資も持ち直しの動きがみられますが、建設コストの上昇による影響、担い手の確保や長時間労働の解消などへの対応が急務となっており、企業業績への好材料は限定的と言わざるを得ない状況にあります。

こうした中で、当社グループは第18次経営計画において、3つの経営目標「信頼」「競争力」「実行力」を掲げ、「安全と技術の名工」「社員が誇れる企業」を目指し課題解決に取り組んでまいりました。

当連結会計年度における当社グループの業績は、受注高は前期比0.1%増の95,776百万円、売上高は前期比2.4%増の86,218百万円となりました。利益面では、経常利益は前期比13.2%減の5,820百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比13.5%減の4,028百万円となりました。

部門別の受注・売上の状況は次のとおりであります。

(土木部門)

土木部門におきましては、3つの経営目標「信頼」「競争力」「実行力」の達成に向けて、安全と品質の追求、鉄道工事の確実な施工と官公庁工事の受注拡大、ゼネコンとしての技術力の維持向上と生産性向上を重点に取り組みました。

官公庁工事につきましては、多様化する総合評価落札方式に対応するとともに企業点の向上、技術提案力・積算力・価格競争力の強化に努め、採算性・効率性・特殊性を踏まえた戦略的な選別受注に努めました。加えて、鉄道工事で培った技術力を活かす既存インフラの維持補修工事の受注や官公庁営業エリアの拡大、新規発注者からの受注獲得に取り組みました。

部門の基軸となる鉄道関連工事は、安全・安定輸送の確保を最優先事項として、新幹線脱線・逸脱防止対策工事、新幹線大規模改修工事や中央新幹線建設工事、維持修繕工事に加え、自然災害による被害への復旧対応など、顧客の信頼に応えることに重点を置き、事業を推進しました。

この結果、当連結会計年度における土木工事の受注高は、全体として前期比11.5%減の59,716百万円となりました。完工高におきましては、前期比0.4%減の60,934百万円となりました。

(建築部門)

建築部門におきましても、3つの経営目標「信頼」「競争力」「実行力」をもとに、安全・品質の確保と共に受注拡大に取り組みました。

鉄道関連工事においては、「信頼」を堅持すべく確実な施工管理により安全・安定輸送の確保に努めてまいりました。官公庁工事の受注は、公共投資が堅調に推移する中、令和8年開催のアジア競技大会（愛知県名古屋市）関連工事など、選別受注に努めました。民間工事の受注は社会経済活動の正常化が緩やかに進み、民間企業の設備投資も次第に活気づく中、大型工事や新規顧客の開拓に努めました。また、不安定な世界情勢や円安に起因する建設資材高騰が、受注競争の厳しさに拍車をかけていますが、「競争力」「実行力」を高め、受注確保に取り組みました。

耐震補強工事のSMIC工法事業につきましては、店舗ショールーム案件などの新たな顧客獲得に向けた受注の開拓を推進しました。

また、技術開発においては、前期に技術証明を得た保有技術である「基礎梁大開孔補強工法」を自社設計・施工案件において採用し、顧客満足に繋げています。また、今期より更なる制振（震）装置「クランク型鋼製履歴ダンパー」の開発を進めてまいります。

この結果、当連結会計年度における建築工事の受注高は、前期比27.7%増の36,059百万円となりました。完工高におきましては、前期比11.6%増の24,147百万円となりました。

(兼業事業部門)

兼業事業部門におきましては、日本郵便株式会社との共同事業であるオフィスビル「ＪＰタワー名古屋」等の安定した賃貸収入があったものの、前期の販売用不動産売却の反動により、兼業事業の売上高は前期比16.5%減の1,136百万円となりました。

当社グループの部門別受注高・売上高・繰越高は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設事業	土木	60,928	59,716	60,934	59,710
	建築	23,447	36,059	24,147	35,360
計		84,376	95,776	85,081	95,071
兼業事業		—	—	1,136	—
合 計		84,376	95,776	86,218	95,071

当期の主な受注工事は次のとおりであります。

発注者	件 名
名古屋市	東山公園テニスセンターセンターコート改築その他工事（CCUS活用推奨）
コンドーテック(株)	コンドーテック(株)大阪本社社屋及び倉庫新築工事
東海旅客鉄道(株)	菊川駅改築（2）
（公社）愛知県看護協会	公益社団法人 愛知県看護協会新研修会館新築工事
沼津市	令和5年度 都市計画道路片浜西沢田線道路築造工事

当期の主な完成工事は次のとおりであります。

発注者	件 名
東洋紡(株)	（仮称）富山事業所庄川工場新工場及び立体倉庫建設工事
東海旅客鉄道(株)	飯田線一宮Bo新設
（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構	北陸新幹線、福井軌道敷設他
愛知県競馬組合	名古屋新場外馬券発売所建築工事
三菱重工エンジニアリング(株)	日本ゼオン向けCOPリサイクルプラント（T221建設プロジェクト）

(2) 資金調達の状況

当社グループの建設工事の竣工は下半期、特に第4四半期に集中する傾向があるのに加えて、建設業では工事代金の立替負担が大きく、必要とされる運転資金は多額であります。その資金を安定的に調達できる体制は整えております。

なお、当連結会計年度末における社債及び借入金総額は4,800百万円となり、前連結会計年度末と比べ464百万円減少しました。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資額は571百万円となりました。主な内訳は、事務所改修等で23百万円、機械、運搬具及び工具器具備品等の購入で275百万円、事業用土地の取得費用271百万円であります。

(4) 対処すべき課題

受注環境は大規模災害への備え、社会資本の老朽化への対応により公共投資は堅調に推移し、民間設備投資も回復傾向にあるものの、世界情勢不安による建設費価格の高止まり、担い手の確保など厳しい事業環境が続いております。

このような事業環境において当社グループは、令和6年度から第19次経営計画をスタートさせ、4つの経営計画の目標として「4C」を掲げ、全社をあげて新たな成長に挑戦していくこととしています。

具体的な経営目標としましては、①「信頼（Confidence）」安全・品質の追求と社会的責務の遂行、②「競争力（Competitiveness）」受注確度の向上と顧客の多様なニーズへの対応、③「実行力（Capability）」変化を乗り越える技術力と機動力の発揮、④「挑戦（Challenge）」未来に向けて、の4項目を基軸として、これまでに築いた経営基盤を礎に更なる成長を目指してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第80期 (令和3年3月期)	第81期 (令和4年3月期)	第82期 (令和5年3月期)	第83期 (令和6年3月期) (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	88,678	82,957	84,185	86,218
経常利益 (百万円)	6,610	7,313	6,704	5,820
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	4,536	5,308	4,657	4,028
1株当たり当期純利益 (円)	179.72	210.29	184.52	159.58
総資産 (百万円)	95,120	96,159	103,275	104,037
純資産 (百万円)	55,834	59,704	64,440	71,640
1株当たり純資産額 (円)	2,202.88	2,356.06	2,543.29	2,827.76

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社大軌	10百万円	100%	鉄道軌道の新設・補修工事
株式会社ビルメン	50百万円	70%	建築物の維持管理に伴う補修工事
名工商事株式会社	20百万円	100%	損害保険の代理店業務
株式会社静軌建設	10百万円	100%	鉄道軌道の新設・補修工事

(7) 主要な事業の内容 (令和6年3月31日現在)

建設事業	土木・建築その他建設工事全般に関する事業及びそれに付随する事業
兼業事業	不動産の賃貸・管理・仲介等に関する事業 損害保険の代理店業務

(8) 主要な営業所 (令和6年3月31日現在)

当 社	本 店	名古屋市中村区名駅一丁目1番4号 JRセントラルタワーズ34階
	支 店	東京支店 (東京都) 静岡支店 (静岡県) 甲府支店 (山梨県) 名古屋支店 (愛知県) 大阪支店 (大阪府) 北陸支店 (石川県)
子会社	株式会社大軌 (大阪府)	株式会社ビルメン (愛知県)
	名工商事株式会社 (愛知県)	株式会社静軌建設 (静岡県)

(9) 従業員の状況 (令和6年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
建 設 事 業	1,242名	1名増
兼 業 事 業	6名	1名増
合 計	1,248名	2名増

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,116名	3名減	41.1歳	18.0年

(10) 主要な借入先 (令和6年3月31日現在)

借入先	借入額	社債	合計
株式会社三菱UFJ銀行	700百万円	1,000百万円	1,700百万円
株式会社りそな銀行	850百万円	—	850百万円
株式会社北陸銀行	850百万円	—	850百万円
株式会社みずほ銀行	850百万円	—	850百万円

2. 会社の株式に関する事項 (令和6年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数65,000,000株
- (2) 発行済株式の総数27,060,000株
(うち、自己株式数1,816,606株)
- (3) 当期末株主数1,920名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
東海旅客鉄道株式会社	2,139	8.48
名工建設社員持株会	1,757	6.96
株式会社三菱UFJ銀行	1,200	4.75
株式会社りそな銀行	948	3.76
株式会社北陸銀行	913	3.62
株式会社みずほ銀行	806	3.20
東鉄工業株式会社	524	2.08
日本生命保険相互会社	511	2.02
興和株式会社	500	1.98
東邦瓦斯株式会社	500	1.98

(注) 1. 当社は自己株式1,816千株を保有しておりますが、当該株式には議決権がないため上記大株主から除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（令和6年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	松野 篤二	社長執行役員
取締役	奥村 由政	専務執行役員 土木本部長
取締役	落合 弘	常務執行役員 建築本部長
取締役	安藤 陽一	常務執行役員 経営企画部長
取締役	高松 一郎	常務執行役員 管理本部長
取締役	出口 彰	執行役員 安全本部長
取締役	川越 正啓	執行役員 軌道本部長
取締役	石川 正俊	東京理科大学学長 株式会社エクスビジョン社外取締役 国際計測連合IMEKO顧問会長 東京先端技術研究所株式会社社外取締役 株式会社ELEMENTS社外取締役
取締役	丹羽 慎治	
常勤監査役	安藤 誠司	
常勤監査役	堀場太民夫	
監査役	田宮 正道	
監査役	内藤 雄順	

- (注) 1. 常勤監査役 川口公司氏は、令和5年6月27日開催の第82回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
2. 常勤監査役 堀場太民夫氏は、令和5年6月27日開催の第82回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
3. 取締役 石川正俊、丹羽慎治の両氏は、社外取締役であります。
4. 監査役 田宮正道、内藤雄順の両氏は、社外監査役であります。
5. 常勤監査役 堀場太民夫氏は、過去当社の経理部門に在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、取締役 石川正俊、丹羽慎治の両氏及び監査役 田宮正道、内藤雄順の両氏を、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、取締役、監査役及び執行役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことにより被る損害を、当該保険契約によって填補することとしております（ただし、被保険者の背信行為もしくは犯罪行為または故意による法令違反等の場合を除く）。なお、その保険料は全額当社が負担しております。

(4) 当期における取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、令和3年2月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しており、その概要は以下のとおりであります。

- ・当社の取締役の報酬は、当社事業の社会的責務を全うするための安定経営維持と企業価値の持続的向上に向けた各取締役の意欲高揚を図り、優秀な人材の獲得・保持が可能な水準とし、報酬は固定報酬と賞与（短期連動報酬）により構成され、個々の報酬の決定に際しては職責、各種評価等を踏まえた公平・公正な報酬制度とすることを基本方針とする。
- ・基本報酬は、役位、職責、在任年数に応じて報酬ベンチマーク企業群の動向等を参考に、総合的に勘案し決定する年俸を月額に按分した額を、毎月の固定報酬として支給し、賞与（短期連動報酬）は、事業年度ごとの業績目標の達成度等に応じて、目標達成時の基準額の一定範囲内で決定し、事業年度終了後に支給する。

なお、取締役会は、当期に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容は取締役会で決議された決定方針と整合していることから、当該方針に沿うものであると判断しております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、平成18年6月29日開催の第65回定時株主総会において年額350百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名であります。また、監査役の金銭報酬の額は、同定時株主総会において年額80百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役 松野篤二氏に対し各取締役の固定報酬及び担当部門の業績目標の達成度を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

④取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）		対象となる 役員の員数（人）
		固定報酬	賞与（短期連動報酬）	
取締役 （うち社外取締役）	168 (15)	133 (14)	34 (1)	9 (2)
監査役 （うち社外監査役）	52 (15)	42 (14)	10 (1)	5 (2)
合計 （うち社外役員）	221 (30)	176 (28)	44 (2)	14 (4)

- (注) 1. 賞与（短期連動報酬）は、当期中に役員賞与引当金繰入額として費用計上した額であります。
2. 取締役及び監査役の人数と報酬等の額には、令和5年6月27日開催の第82回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
3. 当社の事業特性に鑑み、中長期的な業績連動報酬の導入は困難であると考えておりますが、賞与（短期連動報酬）は業績目標の達成度や経営基盤強化等への取り組み等を総合的に勘案し決定しております。

(5) 社外役員に関する事項

①他の会社の業務執行取締役等の重要な兼職の状況

取締役 石川正俊氏は、東京理科大学学長、株式会社エクスビジョン社外取締役、国際計測連合IMEKO顧問会長、東京先端技術研究所株式会社社外取締役、株式会社ELEMENTS社外取締役を兼職しております。

尚、当社との間に特段の取引関係はありません。

②当期における主な活動状況

取締役 石川正俊氏は、当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席し、学識経験者としての知識と経験に基づき適宜、必要な発言を行っております。主に、情報システム、技術開発分野において、その経験を活かした的確なアドバイスを行っております。

取締役 丹羽慎治氏は、当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席し、他社での長年に亘る企業経営経験と高い知識に基づき適宜、必要な発言を行っております。主に、コーポレートガバナンス、経営管理分野において、その経験を活かした的確なアドバイスを行っております。

監査役 田宮正道氏は、当事業年度に開催された取締役会12回の全てに、また、監査役会15回の全てに出席し、行政、民間における幅広く豊富な経験から、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

監査役 内藤雄順氏は、当事業年度に開催された取締役会12回の全てに、また、監査役会15回の全てに出席し、長年に亘る企業経営経験から、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支払額
①当期に係る会計監査人としての報酬等の額	32百万円
②当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他財産上の利益の合計額	32百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の過年度の監査計画と実績の状況及び監査報酬の推移を確認し、当事業年度の監査内容、監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬について同意しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、当社会計監査に当たり、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法の法令に違反・抵触した場合または、公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

5. 当社グループの取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、 その他業務の適正を確保するための体制

(1) 当社グループの内部統制システム構築にあたっての基本的考え方

当社グループは、法令等を遵守し、安全第一を旨とし、地球環境に配慮し、誠実さと技術力で常に顧客に満足していただけるものを提供することにより、顧客・株主・社員・地域等からの信頼の確立を図り、企業価値を高めることを目指す。

(2) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①コンプライアンスに関する規程及び行動規範に基づき、社員教育等を行い、コンプライアンス重視の意識浸透を図る。併せて取締役、監査役に対し同様な基準に基づき、意識浸透を図る。

- ②職務執行の適法性を確保するため、内部監査部門の監査を中心とした体制整備を行い、内部監査部門は監査の方針、計画及び監査結果について、定例的に報告する等、取締役と緊密に連携する。
- ③内部通報制度を整備し、コンプライアンスに関する社員等からの通報・相談窓口を設置する。
- ④反社会的勢力とは取引関係及びその他の関係を持たないよう、取引先等の審査、選定を実施する。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①当社は、社内規程に基づき、取締役会・経営会議等の議事録を作成し、期限を定めて保存するとともに、取締役及び社員等の重要な職務の執行及び決裁に係る情報についても記録し、期限を定めて保存する。
- ②当社の保有する情報については、適切な管理と漏洩の防止のための基本ルールを定めるとともに、文書情報及び情報システム関連情報並びに個人情報について、それぞれの社内規程に基づき、適切に管理する。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、災害・事故・環境・経営などに係る各種リスクに関する規程・マニュアル等を整備し、適切に管理する。
- ②全社的なリスク管理強化のため、リスク管理委員会を設置し、適切に管理する。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社グループ全体に影響を及ぼす重要事項については、毎月開催される取締役会により多面的な検討と意思決定を行う。
- ②取締役会の方針に基づき、効率的な業務執行を行うため、執行役員を設けるとともに、社長が指名する執行役員、監査役代表をもって構成する経営会議を設置する。
- ③組織・事務分掌と職務権限に関する社内規程に基づき、取締役の職務執行並びに社員等の業務執行を効率的に実施する。
- ④取締役及び社員等で、当社グループの中長期経営計画並びに每期事業計画を策定し、その執行状況を取締役会で監視する。

(6) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ①関係会社規程により経営内容、事業計画等の状況確認及び当社の経営情報の伝達を図るため子会社連絡会を開催する。
- ②当社グループに対する監査役による調査を実施する。
- ③当社グループに対する内部監査部門による監査を実施する。
- ④グループ全体に影響を及ぼす重要事項については、取締役会で検討、意思決定を行う。
- ⑤内部通報制度に基づく通報・相談窓口の設置を、グループ各社の社員等へ周知する。
- ⑥危機管理に係る規程により、子会社はリスクに関する管理体制を構築する。
- ⑦当社グループの役員・社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するためコンプライアンスに関する規程及び行動規範に基づき、社員教育等を行い、コンプライアンス重視の意識浸透を図る。

(7) 監査役を補助すべき使用人について

- ①必要に応じて監査役の職務補助スタッフを置くこととし、その人事について取締役は監査役と協議し、独立性確保に努める。
- ②監査役の職務の補助業務を担当する使用人が、その業務に関して監査役から指示を受けたときは、専らその指揮命令に従う体制を整備する。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- ①当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正もしくは法令・定款違反等が発生した場合、当社グループの社員等は取締役にすみやかに報告し、取締役は監査役にすみやかに報告する。
- ②監査役が、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または社員等にその説明を求める。
- ③当社グループの役員・社員が上記各項に係る通報をしたことを理由として、不利益な取扱いをすることを禁止する。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が必要に応じて、法律・会計等の専門家に相談することができ、その費用は会社が負担することとする。また職務の執行について必要な費用の前払等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査の実効性を確保するため、取締役及び社員等から監査役に報告すべき事項を定め経営・業績に影響を及ぼす重要な事項について監査役が都度報告を受ける。
- ②監査役は、会計監査人、内部監査部門、子会社監査役等と情報交換を密にし、必要に応じて連携する。
- ③監査役会及び監査役は、代表取締役、会計監査人それぞれとの間で随時、意見交換を実施できる。
- ④監査役会は、社外取締役との間で随時、意見交換を実施する。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況について

以上の方針に基づき、当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの主な運用状況は、以下のとおりであります。

(1) 重要な会議の開催状況

取締役会を年12回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決定し、経営業績の分析・対策・評価を検討するとともに法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議

いたしました。

監査役会を年15回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務の監査、法令・定款等の遵守について監査いたしました。

(2) コンプライアンス

当社グループは、コンプライアンスに関する行動規範に基づき、本店・支店・関係会社での年2回の講習や資格等級別の研修等による社員教育を年53回行い、コンプライアンス重視の意識浸透を図りました。併せて取締役、監査役に対しても同様の基準により、意識浸透を図っております。また、内部通報窓口につきましても内部窓口のコンプライアンス部に加え、外部窓口を弁護士事務所に設置しております。

(3) リスク管理

全社的なリスク管理強化のため、社長を委員長とするリスク管理委員会を年3回開催いたしました。当社グループにおけるリスク分類として災害・事故関連、社会・経済関連、経営全般における各種リスクについて情報収集、分析及び評価を行い必要に応じ、当社取締役会に提言しております。

(4) 監査役の監査体制

当社の監査役は年15回、監査役会を開催し、情報交換を行っております。また、監査の実効性を確保するため、取締役及び社員等から監査役に報告すべき事項を定めており、重要な事項について監査役が都度報告を受けております。さらに年2回、監査役、社外取締役が意見交換を行う「監査役、社外取締役会議」を設置し、社外取締役との連携を図りました。また、監査役は会計監査人、内部監査部門、子会社監査役等と情報交換を密にし、連携しております。

7. 剰余金の配当等の決定方針

当社は安定収益を確保して、株主資本の充実や設備投資に備えた内部留保を行いながら、安定配当を行うことを基本方針としておりますが、当社グループの当期の業績や今後の事業展開を総合的に勘案し、1株当たりの配当は年36円に増配いたします。

当期の期末配当は令和6年6月4日を配当支払い開始日として1株当たり19円とし、中間・期末合計で年36円の配当を実施いたします。

(注) 本事業報告の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (令和6年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
科目	金額
流動資産	66,662
現金預金	17,663
受取手形・完成工事未収入金等	19,540
契約資産	28,766
電子記録債権	69
未成工事支出金	133
その他の棚卸資産	119
その他	370
貸倒引当金	△1
固定資産	37,375
有形固定資産	10,696
建物・構築物	6,110
機械、運搬具及び工具器具備品	584
土地	3,730
建設仮勘定	271
無形固定資産	581
ソフトウェア	561
その他	20
投資その他の資産	26,096
投資有価証券	23,746
その他	2,388
貸倒引当金	△38
資産合計	104,037

負債の部	
科目	金額
流動負債	21,542
支払手形・工事未払金等	9,254
短期借入金	968
未払法人税等	947
未成工事受入金	2,189
完成工事補償引当金	217
賞与引当金	2,315
役員賞与引当金	58
その他	5,593
固定負債	10,854
社債	1,000
長期借入金	2,832
繰延税金負債	3,622
退職給付に係る負債	2,611
その他	787
負債合計	32,397
純資産の部	
株主資本	59,267
資本金	1,594
資本剰余金	1,823
利益剰余金	56,799
自己株式	△949
その他の包括利益累計額	12,114
その他有価証券評価差額金	10,331
退職給付に係る調整累計額	1,783
非支配株主持分	257
純資産合計	71,640
負債純資産合計	104,037

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		
完成工事高	85,081	
兼業事業売上高	1,136	86,218
売上原価		
完成工事原価	74,934	
兼業事業売上原価	649	75,583
売上総利益		
完成工事総利益	10,147	
兼業事業総利益	487	10,635
販売費及び一般管理費		5,264
営業利益		5,370
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	411	
受取地代家賃	73	
受取保険金	33	
その他	34	553
営業外費用		
支払利息	64	
損害保険金	33	
その他	5	103
経常利益		5,820
特別利益		
固定資産売却益	36	36
特別損失		
固定資産売却損	1	
固定資産除却損	5	6
税金等調整前当期純利益		5,850
法人税、住民税及び事業税	1,949	
法人税等調整額	△144	1,805
当期純利益		4,045
非支配株主に帰属する当期純利益		16
親会社株主に帰属する当期純利益		4,028

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書
(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,594	1,823	53,679	△949	56,148
当期変動額					
剰余金の配当			△908		△908
親会社株主に帰属する当期純利益			4,028		4,028
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分					-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	3,119	△0	3,119
当期末残高	1,594	1,823	56,799	△949	59,267

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	7,147	906	8,053	238	64,440
当期変動額					
剰余金の配当					△908
親会社株主に帰属する当期純利益					4,028
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,183	877	4,061	18	4,079
当期変動額合計	3,183	877	4,061	18	7,199
当期末残高	10,331	1,783	12,114	257	71,640

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (令和6年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
科目	金額
流動資産	65,039
現金預金	16,867
受取手形	1
電子記録債権	2
完成工事未収入金	18,883
契約資産	28,681
販売用不動産	88
未成工事支出金	89
材料貯蔵品	29
未収入金	101
立替金	131
前払費用	82
その他	81
貸倒引当金	△1
固定資産	35,566
有形固定資産	10,558
建物・構築物	6,069
機械・運搬具	253
工具器具・備品	328
土地	3,634
建設仮勘定	271
無形固定資産	580
ソフトウェア	559
その他	20
投資その他の資産	24,427
投資有価証券	23,527
関係会社株式	552
長期貸付金	2
長期前払費用	93
その他	289
貸倒引当金	△38
資産合計	100,606

負債の部	
科目	金額
流動負債	21,627
工事未払金	9,000
短期借入金	1,568
未払金	649
未払費用	202
未払法人税等	907
未成工事受入金	2,188
預り金	826
完成工事補償引当金	217
賞与引当金	2,188
役員賞与引当金	44
その他	3,834
固定負債	10,630
社債	1,000
長期借入金	2,832
繰延税金負債	2,803
退職給付引当金	3,206
その他	788
負債合計	32,258
純資産の部	
株主資本	58,104
資本金	1,594
資本剰余金	1,760
資本準備金	1,746
その他資本剰余金	13
利益剰余金	55,699
利益準備金	398
その他利益剰余金	55,300
固定資産圧縮積立金	638
別途積立金	49,835
繰越利益剰余金	4,827
自己株式	△949
評価・換算差額等	10,243
その他有価証券評価差額金	10,243
純資産合計	68,347
負債純資産合計	100,606

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		
完成工事高	83,359	
兼業事業売上高	1,024	84,383
売上原価		
完成工事原価	73,519	
兼業事業売上原価	568	74,087
売上総利益		
完成工事総利益	9,839	
兼業事業総利益	456	10,295
販売費及び一般管理費		5,056
営業利益		5,239
営業外収益		
受取利息配当金	410	
受取地代家賃	86	
受取保険金	33	
その他	28	559
営業外費用		
支払利息	62	
社債利息	5	
損害保険金	33	
その他	5	105
経常利益		5,692
特別利益		
固定資産売却益	36	36
特別損失		
固定資産売却損	1	
固定資産除却損	4	6
税引前当期純利益		5,722
法人税、住民税及び事業税	1,892	
法人税等調整額	△119	1,773
当期純利益		3,949

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	1,594	1,746	13	1,760	398	651	46,435	5,173
当期変動額								
固定資産圧縮積立金の積立								
固定資産圧縮積立金の取崩						△13		13
別途積立金の積立							3,400	△3,400
剰余金の配当								△908
当期純利益								3,949
自己株式の取得								
自己株式の処分								
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△13	3,400	△345
当期末残高	1,594	1,746	13	1,760	398	638	49,835	4,827

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計					
当期首残高	52,658	△949	55,063	7,089	7,089	62,153
当期変動額						
固定資産圧縮積立金の積立	-		-			
固定資産圧縮積立金の取崩	-		-			-
別途積立金の積立	-		-			-
剰余金の配当	△908		△908			△908
当期純利益	3,949		3,949			3,949
自己株式の取得		△0	△0			△0
自己株式の処分			-			-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				3,153	3,153	3,153
当期変動額合計	3,040	△0	3,040	3,153	3,153	6,194
当期末残高	55,699	△949	58,104	10,243	10,243	68,347

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

令和6年5月13日

名工建設株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
名古屋事務所
指定有限責任社員 公認会計士 水 野 大
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 水 谷 洋 隆
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、名工建設株式会社の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、名工建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判

断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

令和6年5月13日

名工建設株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
名古屋事務所
指定有限責任社員 公認会計士 水 野 大
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 水 谷 洋 隆
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、名工建設株式会社の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第83期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断し

た内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第83期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、EY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

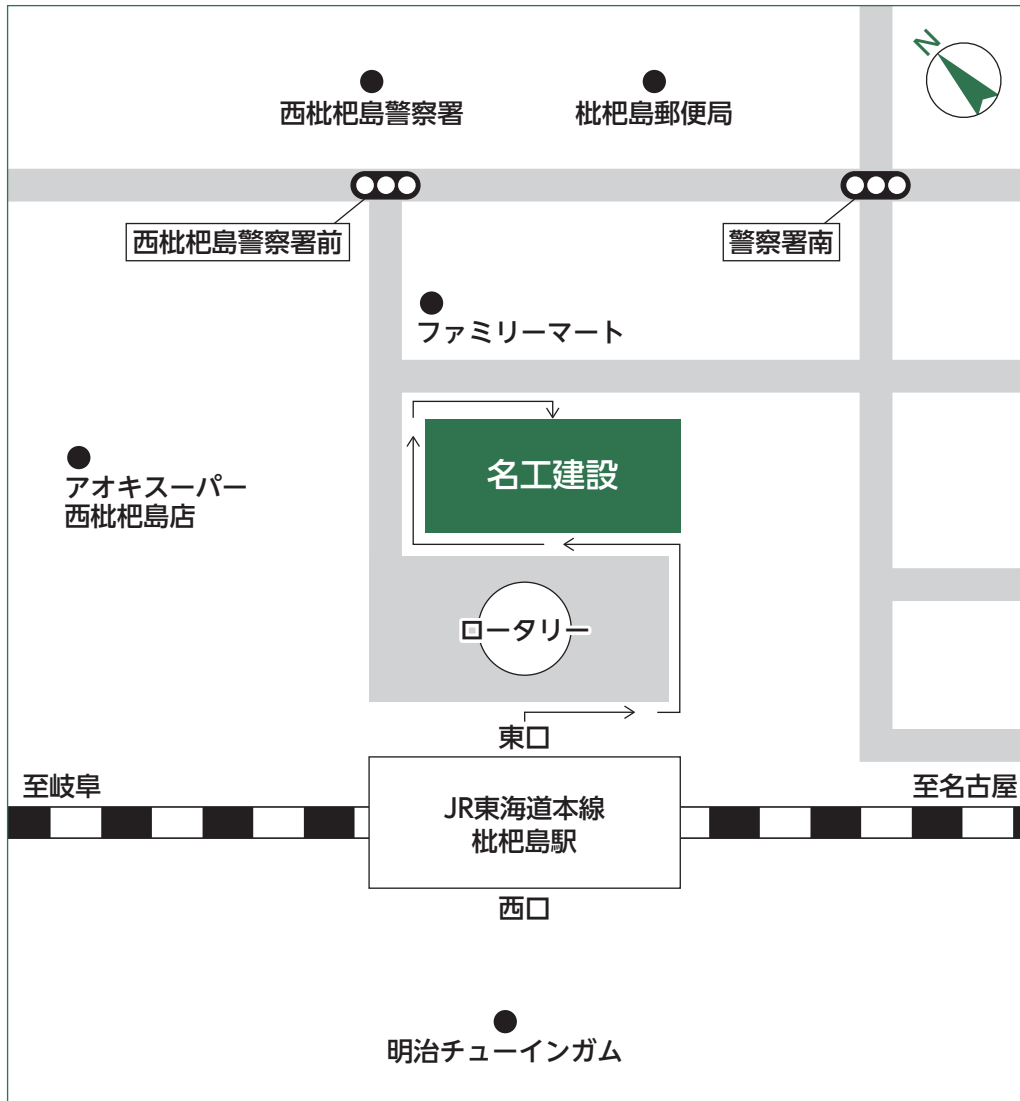
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
- 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和6年5月16日

名工建設株式会社 監査役会

常勤監査役	安藤 誠 司
常勤監査役	堀場太民夫
社外監査役	田宮 正 道
社外監査役	内藤 雄 順

株主総会会場ご案内図



会 場：愛知県清須市枇杷島駅前東一丁目 1 番 1

名工建設株式会社 5 階 会議室

TEL 052-746-1600

交通機関：JR東海道本線 枇杷島駅下車 東口より徒歩 1 分

尚、駐車場がございませんので、公共交通機関をご利用ください。

